

號六第

港十三第

行 發 日 一 月 六 年 五 和 昭

	打破日 一月	スペール 和 mi	
本誌第三十卷總目錄本誌第三十卷總目錄	中食 觀 がける 生計調査でも がける 生計調査でも 弾力性の 測定 ・ の農業恐慌を編二 ・ の農業では ・ の制度を ・ の制度を ・ の制定・ の制定・ の制定・ の制定・ の制定・ の制でを の用でを のでを のでを のでを のでを のでを のでを のでを の	: に機 : 就構 : 課	購買力平價說の一考察・・・・・攻學博士給料稅(原源環職としての)論・・・・・・法學博士論・議員
	財村高中八 川木	益中柴 汐 田谷田 見	高神 田戸
	** 典 芳 靜 達	熊 三 雄寶敬 郎	保正馬雄

(禁轉

轉載

八 拾 制制

給料稅 (所得稅に於ける給料の源泉

課稅こしての)論

神 戶 IE 雄

緒言(本論の目的)

第一段 給料税の本質(一給料税の構造A獨逸の給料税い賦課徴收手續ろ税率及宥恕β加工改良の方法い適用給料所得額の限定

接税(ろ直接税)

第二段 短所A經濟政策上、鉄點ろ辯明B公平課稅上、鉄點ろ辯明C社會政策上U課稅技術上) 給料税の長短(一給料税の長所A課税技術上B財政收入上C公平課税上D道義上E社會政策上上經濟政策上T給料税の

結論(全文の要旨)

論 叢 給料(所得稅に於ける給料の源泉課稅としての)論 第三十卷 八六一

第六號

緒 言

5 ° 課稅 課税をして居る、 問題の一こなつたものである。 成分子として、 も考へられやう。 ない 泉課税の本場たる英國にてさへ、 はれることになつて居る。丁度、 年來のこさであつて、 給料 の カン 輕 多少躊躇すべ 獨逸にては却つて大に此につきての創意を發揮しやうとして居る。此試みは實は一 税といふと、 は之が爲めに b 滅とい 知れ ぬけれざも、 其の源泉課税に依るものとしての給料税であり、 ふ大な叫びが 此にも若干の故障はあるが、此方なれば、 其方法を給料所得に應用して、 收益税の一としての勤勞收益税のやうにも見えるが、其は實は所得税の一構 きの論據があり、必ずしも之を得策とはせぬ。 相續稅を增率せよごか、所得稅を增率せよとかこもいふが、 實施後日尚ほ淺く、其結果について確實なる批評を爲し得るほごの 併し目下の我國の情勢を顧みるも、一 あり、而か 近頃、 此給料については、 我國にて一定の資本利子所得につき、 獨逸語で も之に對しては他方に Lohnstener といふ語を用ゐるときに此意 所得課税の簡單化を計らうとい 源泉課税が まだ前者よりは選まるべ 之が 方には消費税、 獨逸の實際並に學問界に 未だ徹底 或は酒專賣の實現といふこと 補塡財源難と いふことが 第二種の所得として して 行は 此等の案の採用 特に生活必需 ል ので きもの n N あ 九二〇 のに、 る。源 味で 源泉 Ū 使

で、 所以のやうに思ふ。 の増收が得られて、 ŧ 总 私は茲に其の大要を紹介して、實際政治の上に參考資料を供しやうさ思ふものである。 ج مح が其を別さして、 前記のこ 即ち獨逸式の給料税 所得税に於ける給料税、 補塡財源となり、 は、 我國としても研究するの實益あるものと思はる IIII カコ も其は技術 給 料の 源泉課税の採用によりても、 上簡易 であり、 層の公平を齎らす 何ほごか ふの

註二 ÷ らる ۶۲ 1 英國の源泉課税は我邦のよりは廣い樂園に亘つて行はれて居るが、併し其も主としては財産的 r r サ 1 のにては、政府役人及鐵道吏員の俸給の外は、 は 之につき、 源泉課税法は英國では、 主としては財産、 通例は源泉控除にて行はれないといふて居るof) 配當、 及利子に限られ 3/ æ. ヂ Ò 所得 ュ Ī に於てであ ル \mathbf{E} Ø 下 17 課 る

一段 給料稅の本質

第

9

(一給料税のは 構 造 給料 稅 ષ્ટ は 體 何 んなもの かっ **之につきては先づ獨逸の先例を示し、** 然る

(A) 獨逸の給料税

後、

之が

可能的なる

改造に移らう。

(い其賦課徴收手續―

(1) 市 町村役場 ーにては、 其各管内の各勞働者の人名表に基きて租稅券を作成し、 其れに

其人名及特に其家族狀態を記入し、之を各勞働者に交付す。

給料(所得税に於ける給料の源泉課税としての)論

第三十章

卷

八六三

第六號

Ξ

論

叢

Spicer and Pegler, Income tax and super-tax. 10 ed. p. 17. 71.

四

論

叢

②勞働者 は之を曆年の初めに又は其就職に際して其雇主に渡す。

(3) 雇主――は

一般的宥恕、 更に発稅項目(支出賠償)が既に拂濟になつて居るか否かを吟味すべきものとする (a) 租税券の指示に從ひ、各給料支拂に際し租税控除を行ふ。雇主は此際 卽ち免稅給料額、收得費及特別給付概算、 及家族宥恕を考慮し計算すべきも (通例は表によ

個勞働者名を見せずして納付する。三人より多からざる勞働者を有つた小經營にては、 ることの證明書が提出さるゝことになる。 さにて印紙を貼用し且つ消印する。 (b) 屝 主は斯くして給料中から留保した税額を、月一又は二回づゝ、 かくて財政金庫に月一回づゝ、納付稅額が留保稅額と一致す 管轄 財 政金庫に、各 稅額 の高

業缺欠の承認の土臺さして、勞働者の給料、租稅、休業期間、疾病期間等の特別なる證明書を交 前記證書の總計を計算して一の報告書に記入す。勞働者の要求あるときは、雇主は、 者に交付せられ、第三片は雇主自ら留保する。 についての證明書を作る。 年末後になつて、彼が此勘定に基き、年内に使用した各勞働者に拂つた給料及留保された稅金額 (c)雇主は各勞働 者の爲めに、給料勘定を設け、各勞働者別に、給料及稅額を記入する。 此が三片より成り、其第一片が財務官廳に送付せられ、第二片が勞働 **尙ほ一市町村内に住する勞働者の凡べてのものゝ** 勞働者の稼

租 且. 置 を吟味 税義 つ此等の材料を賦課、 務者 (4)財 務 Ø 願 官廳 並 出 に雇 に用立ち、 主の出したる證明書、 は常に、 財政平準、 留保され 其管内の經營に官吏を派遣して、給料から租稅控除の行は 寺院税 たる税額の一 並 の爲めに利用する。 一に勞働さ 部叉は全部、 者から年末後に出される所の印 且又、 嚴酷緩和 此が発税額 の爲めの返却 0 增 紙を吟味 加 1 1: がけ るゝ處 も用立 る

の其税率及宥恕 各所得額よりしては先づ免税給料額が引去られ、 其殘額に一割ごい ム單

(B) 加 工改良の方法 前記の方法を我邦の所得税に應用し、而かも何程か之に改良を加ふるさ

すれ

は

税率が

適用せられ

80

ら何うか。 い適用給料所得額の限定 隨 つては、 之を超ゆる大額 特別源泉課稅を行ふべき給料最高限を例之、 の給 料は他の一般所得 (給料外の勤勞所得、 五千圓位に定めた 資產所得、 資

於ける課 產勤勞共働所得) 稅 が多少、 さ一緒に累進率を適用することゝする。之によりて①五千圓以上の大俸給**者**に 繁雑になるけれごも、 其は全體上、 少數だらうからして忍ばれ得るし、 (2)此

源泉課 論 税方法 叢 によりて割 給料(所得稅に於ける給料の源泉課稅としての)論 合に低き税率が適用さるゝことになるとして、 第三十卷 八六五 斯から特典を、 第六號 Ŧī. あまりに

3) Rinner. a. a. O. 76.

大な給料取にまでも奥ふるの過ぎたるものであるのを避けることの出來るといふこともあり、③ 叢 第六號 六

そして其の大な給料者にては一般所得さ共に、其大小に應じて一層公正に近き累進差等課稅を行

を引去ることを許さなければならぬ。之を假りに であらうが、其を假りに土臺さして更に各所得額からしては給料者の最小生活資料として一定額 き平均的なる單一税率としては、第二種資本所得の四分又は五分なると對立して、三分位が至當 (ろ)一定控除額の附與――かくて五千圓以下の小給料者に源泉課税するとして其に適用さるべ

進が達せられることになる。卽ち(實は獨逸のも此點にては一定額控除の此方法を採る)、 ①六百圓といふ一定一樣の額とすれば、各俸給者の實際の稅率は、之によりても或度の累

$$1000 - 600 = 400 \times \frac{3}{100} = 12. \text{ [i]} \dots 1.2\%$$

$$1500 - 600 = 900 \times \frac{3}{100} = 27. \dots 1.8$$

$$2000 - 600 = 1400 \times \frac{3}{100} = 42. \dots 2.1$$

$$3000 - 600 = 2400 \times \frac{3}{100} = 72. \dots 2.4$$

$$4000 - 600 = 3400 \times \frac{3}{100} = 102. \dots 2.55$$

 $5000 - 600 = 4400 \times \frac{3}{100} = 132, \dots 2.65$

②控除額を大額ほど遞減することゝすれば (千五百圓乃至二千圓から五百圓を控除することになる。)實際には一千圓乃至一千五百圓のから六百圓を控除し、

以一

 $1500 - 500 = 400 \times \frac{3}{100} = 12. \dots 2.0$ $1500 - 500 = 1000 \times \frac{3}{100} = 30. \dots 2.0$

 $2000 - 400 = 1600 \times \frac{3}{100} = 48.....2.4$

 $3000 - 300 = 2700 \times \frac{3}{100} = 81. \dots 2.7$

 $4000 - 200 = 3800 \times \frac{3}{100} = 114. \dots 2.85$

 $5000 - 100 = 4900 \times \frac{3}{100} - 147....2.94$

此方法の方が前者よりは一層公平でもあり、 で均衡上、變改を加へなくてはなるまい。 の取締も一 の釣合も一層良く取れることになるのだが、併し實行上、雇主に取りても一層厄介であ 層面倒さいふこさがある。 **尙ほ此方法を實行するさして、舊來の一般稅率にも或度ま** 特に此特典に與からね五千圓以上の大給料者との間 5 官廳

二給料税の税質

A所得税收益税消費税交通税の分類中に就きては先以て此が

い消費税の變體ともいはれ得る。卽ち之によりて可なり低き給料者にも容易に若干の負擔を 論 叢 給料(所得税に於ける給料の源泉課税としての)論 第三十卷 八六七 第六號 Ŀ

かゞ のだが、 爲さしめて、 むしろ所得を課する 併し實際此は消費を課する税とい 從來の消費稅に少くとも其一 一方法ささへも考へられるのによりて見れば、 ふよ 部は代りとなり得るので、 つりは、 所得を課する税であり(註三)、 之を消費税の變體 消費税の變體 從來 ともな 0) ૪ 消 n Ų٦ 得 ፠ 費 ょ 稅 3

b.

は、

所得税の

一部と見るを勝れりとする。

部ごするを當れりとする。 する地租を收益税と爲し、家屋又は營業の收益乃至所得を家屋又は營業に就いて課する家屋税 のに止まるから、むしろ收益税とせず、 せらるゝのでなく、 營業税を收益税さすると同じとも見られる。併し此が一般所得税の外部に立つて之と並行して課 のだから、 ()收益税さもいは IJ ンナー 一の收益税だともいはれ得る(註三)。丁度、 は 給料税は、 般所得税の内部にありて單に課税技術上の便宜から特別例外的課税をする れ得る。 獨逸租税體系中にて廣き大衆の負擔に關するだけにては、 此 給料 税が 所得税の一部として、其特例として、 給料さい 、ふ特殊 其は土地の收益又は所得を土地について課 の所得分科に、 所得税の地位に現けるといふ。 其 源泉に就いて課 其の特別 源 泉課

註三 體系だと爲し、 る からといふが、ヘツケルも、 クラインウエ 此が收益税に近づく。 グ ル ン ヒター ッ · は、 ル ě, 之を以て、其外形は所得税に偏倚するけれども、 此給料稅と同樣なる源泉課稅に依る所の、 此が人稅と物稅との間の橋を成し、 何ぜとなれば此が所得を、 種々の部に分ち、且つ其各部を、 往々にして後者に計算せられたといふて居る。 英國の所得稅を以て、 其內容は事實上、 其根源に於て捕捉せんとす 收益税と所得 合理 的なる收益課稅 税と の中間

⁴⁾ Rinner, a. a. O. s. 36. 5) Kleinwächter, Fw. s. 192. Heckel, Fw. I. S. 353. Gruntzel, Fw. s. 40.

(は特殊所得税 又は特別なる所得税部とするとい ふの が最至當だといふことは、 上來 ኡ

所から明かである。

(B) 直 接 税間接税(負擔の直接間接の意味にて)の分類中については

(い間接税 此税に於ける雇主を納税義務者と見れば、 此が 間接税だともいはれることにな

るけれざも、

(ろ直接税-併し雇主は恐らくは單なる徴税機關と見るべく(註四)、政府の徴稅を助 ż b

とすれば、勞働者がむしろ義務者といふことになり、 隨ふて此税は我邦の在來の第二種所得税

同じやうに、直接税として可い(註五)。

(註四) 此税にては、雇主が租税徴收者として共力するものと見られる。

リンナーは、給料税は、大衆資擔の中にての單一な賦課税(直接税)だといふて居る。

第二段 給料税の長短

給料税の本質は上の如しとして、さて此が長短如何を見るのに、

一給料税の長所

論

叢

給料(所得稅に於ける給料の源泉課稅としての)論

第三十卷

八六九

第六號

九

(A)課稅技術 上 給料税の本體以上の如しこすれば、 其第一の特徴乃至功績は課稅技術上でな

> 6) Rinner, a. a. O. 110, 7) Rinner, a. a. O. s. 36.

O

論

叢

宜 H 7 42 n 而 も合すること ばなら も他 人の為 A) 卽 めに から ち 其長 此 拂 カジ 所 はしむるといふことは、 徵 Ţ. 稅 0 あ Bo 簡單なるこさ、 詳 いんとつ 隨つては比較 多數 移 0 動 異 性 動 0 性 少言 的 大な 徵 税費少くして確實で 比 る 較 的 質力の乏しき勞働 有力なる少數 į 0 あ 雇 者 主 12 に 便 就

稅 0 ろ 所 報 告に 就 の Ħ 雇 從 主 營業所 ふて勞 に 取 ħ 得等 T 働 は 者 耳 13 0 關 な 所得を課 する ħ 厄 介で b する 0 より あり迷惑だと 0 b 方 法 は 層 精 いふことは発 確 義務者自身の なる を得 る(註七)。 申 n 告に な دي より け 12 n 3 Ź ىخ 此 ŧ, 取 [. 徽 3 勞働 所 稅 補 め 者 助 機 般 の 肵 £ ح 義 13

∖ુ

7

取

B

ょ

b

層

少費に

して而

カー

ġ

遺漏

なきを得ることは

明

בעל

で

あ

る(註六)。

特

に文

此

雇

務 ことはあつて カっ ら見 n ば極 其 め 7 の 爲 便 め 利 0 な方法に 彼 0 徵 税費 T 取ら 0 負擔 る ` ح 3 (J ر با ふものであ ዹ ものは Ž. 左 まで**大** そして其の なもので 雇 主 は の 75 厄 介と () の で ľ あ ፠

る(註八)。

(2)

とだとい

シ (1)此方 ル 法 ス Ø 同事を 簡) 嵐, 容い ひ 7 ふことを稱揚するもの―― **۲**٬ ŧ, 此方法によりて徴收が容易とせらると爲す ㅁ ピ ン ソ は 此源泉課稅方法 が 租 稅 の徴收を簡単化 Ū

ラ

1

しむることだとい 徴稅費 此 かく رو_دي. 徴稅 0 少き Ø 爲め ことを擧ぐるも ひ Ō 不要なる費用の大なる額を節すと爲し、 IJ ン ナー b Ø 給料税が賦課所得税に取りて有つ大な技術上の重要は、 ヂーツ z. راد は、 此方法には徴收費の小さ ジ ᆂ ン 七 も 此方法の いことが其根據となると爲し、 利益ロ行政を相對的に 賦課機關の負擔を輕くする 經濟的 パ 1 ₩.

Robinson, Public finance. p. 35. Shirras, Public finance. p. 273. Conrad, Fw. 9 Aufl. s. 60.

Dietzel, Englische und preussische Steuerveranlagung. s. 30. Spicer & Pegler. l. c. p. 17. Jensen, Public finance, p. 347. Rinner, a. a. O. s. 111.

義務 者の、 便宜を擧ぐるも Ø ジ Ŧ. ン t は 此方法の 利益は税務官吏 O 吟味的詮索を不要とするにありと爲し、 ッ

(*10) ン (3)ス + Ì 此 主義の長所として、 實際所得 の捕捉が義務者の人的事情に侵入することたくして容易とせらるゝことを擧

4)確實に捕捉 少き る₁₁₎り で 拂ふ あ ລັ 鴸 ことを撃 確 者 其他、 より ĸ Д 捉さ げ つ精密に收入するを得ることとなる。 \$ ァ れ リス 更らに、 層正直だとい 得ることを擧ぐる ト ア 、 IJ F. ン グ ٠٤. ታ ì 1 原 剆 は Ą, に基 ス Ø 此 バ ĸ 1 ፗ ታ Ø 此 い小額 には主 ر 1 あ ŋ 何 パ としては、 の澤山 fμ ス とな テーブ 此事は、 れ を追跡する代り ば ル 中 租 間人又は ヂ セリグ 稅 1 0) ッ 支拂 ᆂ 7 他人の爲めに拂ふ者は、 ル Ŕ Ż が 慣れ **D** 租稅金庫 ~ ·y た手に ? 1 ヤー グ より 等 25 ル 唯 ン ッエ 7 少 此方法に於け 數 行 終局人即ち は の ルマ る 大額 チ 7 を扱ふこと ス カッ <u>ک</u> る カ) 虛僞申: 等の 自己の 說 ふて居 爲 7 告 く所 **ን**ድ Ø

話せ すといふ IJ て \mathbf{y} 居 7 る12) 1 Iţ. 凮 主 O 給料報告に依 る 勞働所 得 Ø 捕 拢 が 他 0 所得 種 類 Ø 捕 挺 より 4 層良 く賦課所得 稅 Ø 目的 を 達

往人 ず唯だ給料税にてのみ生ずる特段なる仕事がある。 給料に對する割合が千分一 料控除に結付いた多く -ئہ ととだ。又以て其の左して大なものでないことを知 7 ィ ヤ 1 は 各箇 Ø 仕事は、 の經營に之が爲め生ずる貧膽は、 と見積もられた。 大部分、 他の いことを知り得る。。獨逸羊毛及毛工業の 理由から經營に於いて爲されなくてはなら Ł ડં 人が最 角ほ Ø 雇 中獨 初に想像する 主 聯合にては此を干分の Ø 中 位の 大さ ほど大き Ø 7 なも ル 古な 3 0 一 三 五 の ~ だか 1 は ム工場にては 72 50 と見積もつたと 尤も 何 ぜとな も其にも: 此費用 れ ば給 拘

徵 稅 (B) 費が 財 政 收入上 少くて濟む Ō 前 -0 K Ų あ 3 ふ 肵 カゴ 5 در Ŝ して推 隨 つて 測 は 財 し得るやうに、 政收入が之に依らな 此課税によりて遺漏 カ→ つた場 合に比 かゞ 少く な 層大な h Ħ.

論

叢

紿

|料(所得稅に於ける給料の

源泉課税としての)論

第三十卷

八七

第六號

Jensen, I. c. p. 347. Tuschinski, Fw. s. 69. 10) 11)

Dietzel, a. a. O. s. 32-33. Lotz, Fw. s. 453. Gruntzel, a. a. O. s. 40. Tyszka. Fw. 2 Aufl. s. 180. Haristoy, La perception de l'impôt sur le revenu a la source. p 143. Pigou, public finance. p. 133. Spicer & Pegler, l. c. p. 17. Bastable, public finance. 3ed p. 481 492. Scligman, The income tax. 2ed. p. 272. Meyer, a. a. O. s. 16-17. Rinner, a. a. O. s. 16.

論

收入に一 小 るを得る(註九)° さな所 層多く 得者 12 特に此 確實性 る 勞働 を與 者に 1= ょ いりては も課 ふるさいふこともある(註10)° し得ることによりても之を助 夫 の 直 接 賦 課 法 12 依 つたなら < る ば不課税とする外 Z 礼 ינל ら此 方法 12 な 3 ょ うって 可 財 彦 政 h

(註九) 度 Ż١ Ø 如く萬足のも 舉: ĸ p ピ して收入を倍としたと爲 Ø ~ シ は ル 12 ラ ス、 'à> った 工 ٤ Ì ~ ふね)直 ル 接課 ٤ 等 稅 源泉課税方法の多收を説 Ø 獨逸制産(給料税を別に L して)が 尙 1X 12 財 ij グ 政 ⇁ 上 ン Ø は 點 //-らは、 英國に於て此原 英國 0 源泉課 则 Ø 殺制 採 用

註 ٤ 0 いふ て 居 る₁₅₎ 7 IJ ;ዲ þ ÷ 纹 竓 米二 圓 K_{-}^{*} で源泉課税 主義維持 0) 爲 8 K. 行 は る る 訦 /it 其 收入 Ø 確 賞と ふ實際的 利 征 12 Ø Τ. 志

平 者 方に 夫の を得 (C)の 公平 源 資產 收 得 泉課 しか 者 課 所 課 る 稅 得 稅 ريا ديا 1= 者 稅 <u>Ŀ</u> ょ 12 主 þ 對 義 ふこと て、 す 12 の F は 3 後 源 12 カゞ 第 於 あ 者 泉 課 H Z る(註一三)。 12 前 稅 る は之に より 者 カゞ 行 ょ b h は よりて勞働 第三に b 3 明 層 ` 公平 カュ として は、 (: **た** 低 者 齊 \$ b (我邦) 0 得るさ 稅 間 摮 0 12 勤勞者中 にて 第二 逋 U 稅 課 ふこさが 種 0 す 殆 所 12 ることく 得 h 7 ざな Ø Ó あ 如き)、 り(註一二)、 < 前 L. なることに て、 記 此 \mathcal{O} 加 兩 8 第二に 並 I 者 改 0 ん よりて 良 間 T 勞 は の O 方 公 他

72

ゖ

E

ては能力乏しき彼等の

負

擔

を加

ኢ

ろ

0)

弊

あ

2

カゞ

如

<

٦.

もあ

るけ

n

*...*b

斯くして彼等の

直

法

1

ょ

þ

ż

は

或度まで勞

働

所

得

0

大小

に應

じて差等課税を爲

し得

る

خح

Ç,

ふことも

あ

る

第

四

12

I

此

稅

かう

部、

雇

主

0

負

擔

Ē

歸

す

3

1-

せよ、

勞働

者

9

負

擔

とな

る

可

能

性

Ġ

あ

つて(註一三)

其

n

Rinner, a. a. O. s. 40. 12)

Robinson, I. c. p. 35. Shirras, I. p. 273. Ehcberg, Fw. 18&19 Aufl. s. 299. Seligman, I. c. p. 98. 270 Meyer, a. a. O. s. 11. 12. 13) 14)

Haristov, l. c. p. 143, 15)

るさいふこともある(註 Ш

(**註** 二 ヂ ī ッ Œ. ル は、 源 泉課 水課税主義によりて、 實際の所得に依る義務者の負擔が、 **收得者課税主義によりてより** 異

常に一層確かに達せられると

記言 今日の我國所得稅下にては、 資産所得者たる第二種所得者は其所得 勤勞所得者だと異進率が適用せられ、 隨つて大きなものにすると、 の大小を問はず、 隨 つて幾ら大な 額 五分以上 0) 73

四分、

高 (き率の 適用さるる不都合をも生ずる。

Ø

四分叉は五分の課税をせられるのに、

壯 (1)或は轉嫁については、 給料税が 源泉課稅法によりて取らるる **D**. 後 から賦課手續によりて取らるる 'nъ K は殆ん

ど區別な し とも స్ట 此 P 一つの見解で Ιţ はあるが

(2)併し此源泉課税法によりて少くとも勞働者の負擔となる可能性もあつて、一 部は勞働者の貨擔に歸する。 其は税質上よ

ŋ Ę 經濟界の景況からとに因る。 (a) 即ちリンナー it 給料税は物體の性質上、 轉嫁すべからざるも のだと爲し、 **(**b) マイ

で 40 1 は、 勞働 吾人の現在の經濟狀况に於て、大いに制限せられたる營利可能に際し、 組合が、 企業者をして、 税を含むほど高く平均給料を高く定めることに餘儀なか 而かく勞働力の大きな供給が支配する處 らしむるが如き勢力を有つこ

註四 とは全く排除せらると爲す。 マイヤー のは之を指す。 が 勞働者 の大衆が此税を課せられないときには、 公正なる成形が頗る六つかしくなるといふ危険あり

0 負 (D) 道義上 〈擔意識〉 を進め、 此 給 彼等の 料稅 カゞ 國民自覺を促がすことを得 消費税に於ける間 接負擔に代るだけにては る。 但し此事が今日、 勞働 そんなに大な重さを 者の負擔さして彼等 16)

論

叢

給料(所得稅に於ける給料の源泉課稅としての)論

第三十卷

八七三

第六號

_ =

Dietzel, a. a. O. s. 38.

Meyer, a. a. O. s. 27. Rinner, a. a. O. s. 32. Meyer. a. a. O. s. 26. Meyer, a. a. O. s. 8. 17) 18)

19)

ĮЧ

論

持 接 相當に進んで居るともいはれ得るからである(註|五)。 たぬか 法との中間物であるし、第二に、勞働者の國民自覺といふことが、此租稅を別としても、今日 も知れない。といふのは、第一、此課税方法が眞の直接課税法でなくして、直接法と間

註五 有 ÞЭ から問題となり得ぬといふ考へが、勞働者にては今日は、左なくとも、彼の小な物を國家の維持に貢献する自覺を强く マイヤーは曰く、給料稅の廢止は、勞働者が國家の維持に積極的且つ直接に貢献すべき自覺を有たなくではなら

ならぬ。で此方法の下に勞働者が負擔を避けることが一層多く、そして勞働者自らの負擔に歸す もなり得るけれごも、其には烈しき爭鬪を要し、勞働者にて其迄に可なりの犧牲をかけなければ すること(卽ち雇主に於て税だけ勞賃から控除の出來ぬことになること)が一層多い。勞働者に就 勞賃の高さにもかゝる(註一八) けれごも、少くとも此が雇主の負擔に歸するといふこともあり得 いて課せられたときにても、勞働者から給料引上運動となり、結局、雇主の負擔に歸することへ へず、勞働の需給干係にもかゝり(註一六)、勞働組合の雇主に對する勢力の强弱にもかゝり(註一七) (E)そして其は同ものでも勞働者に就いて課せられたときに比しては此場合に、雇主の負擔に歸 |社會政策上――給料税が天引課税せられて其が勞働者の負擔になるかならぬかは一概にはい つから、してのみ、反對さるるときに、勞働者の直接税よりしての勇除は、此理由よりしては禁止せられないと。

層樂なる感知がある(註1九)。此等からいふて此方法の選むべきものがある。

彼が直接に取られたよりも、

雇主について取られた方が、 勞働者にとりて負擔の一

(註一六) 前出数一三参昭

住して る ときに のみ、 y ン ナ 轉嫁を生ずるを得といふて、 Ť は **勞働** 組合 かゞ 繼續的)に 労 **勢働組合によりて勢働者から雇主に轉嫁することの却々六つか** 働 力 Ø 大部 を勞働市場から遠ざけ、 以て租税に相當なる勞賃 L 引上 춍 ح Ł

(註一八) に認めらる IJ と爲し、 ン ナ ì は、 ≺ イヤ 此 租 1 税が最小生活資料の負擔となるときに、 **4**5 最小生活資料に達する給料税にては、 轉嫁が必然に現はれなくてはたらぬ 給料税の |轉嫁が必要となると爲す。| |現はれなくてはたらぬと ٧× . ک ٤ Ż. 般

註 に負擔することとなると爲し、シルラス と 爲 す28) 九 べ ラ っ ル デ ス は 此方法に) j ¥, て被税者の 納 税義務者が實際に其手を通さずして控除せらるる租稅の負擔を最小く 大部 が、 國家 に對 して貧ふ所の額を見ず、 隨 つて租 税を 層輕易

上有 細 12 の合理化 民 ょ (F) に於 經濟 益 る ょ 7: 政策上 を進 ける其と異 あ Į, b め ると 企業 勿 論 b Ç 耆 此 間 カゞ ふこともあ 0 信用 負 徵 接 擔 消 税費の少きことは を加 費稅 方便 5 1 15 ል よる よる るど 叉此 納 Ų÷ ょ <u>ئ</u>ر ز 稅 にて h E Ł から は 5 層 層 比 は ક 較 办 多 あ い 一費な ል < 的 3 大 逋 行 H 7 は n ろ b 所得 ごも を得 75 n カゞ 7 者 3 之あ 此 0) 此 0) 處に 方法 で から 爲 る 7 が 其 によりて、 め 納稅 故 現 n 金 だけ 12 彼 0 かぎ 1 使 1= 行 川を節 於 7 直 は 接 V 婟 る 課 る 民 5 する 產 經 稅 0 T 濟 法

註三〇 なき交通の凡べての長所を有つとい♪≒ リン ب ا は 此 給料税に 於け る 委任 方法 か 歽 得 稅 O 小 ż な納税者にて今も尙ほ行はるる現金支拂 に對 Ų 現 全

といふことの國

民經濟

Ŀ

の

利

b

あ

る(註二〇)。

論

叢

給料(所得稅に於ける給料の源泉課稅としての)論

第三十

卷

八七

五.

第

六

玉

21) Rinner, a. a. O. s. 27-29.

²⁾ Rinner, a. a. O. s. 28. Meyer, a. a. O. s. 19. 3) Bela Földes, 2 Aufl. s. 447. Shirras, l. c. p. 274.

²³⁾ Bela Földes, 2 Aufl. s. 24) Rinner, a. a. O. s. 16.

六

第三十卷

二給料税の短所

(A)經濟政策上——

自ら負ふことになるだけ其企業の生産費を大ならしめ、 も負擔することによりても同結果とならしめ、 (い) 缺點 此 方法によるときに、 (註三二)。 雇主からして勞働 かくて此方法が經 E. 者 つ彼 へ負擔を移すことが n 濟上 雇主に於て徵税費を些少なりと の發展を阻 困難 碍すさいふこと であ 其を

カギ 此 話ニン が缺點 yイヤーは、反對説にては、此が經濟の不生産的覔擔とせらるるといふて居る。 55 ૪. 13. n **ち**

間接負擔に代り得るだけにては、徴收多費なる此間接稅に比しても一層有益だといふを得る。 よりて一層少きを得るだけ、 刺戟して、合理化を進め以て經濟界の發達に資するといふこともあるし、第二には、國民經濟 しては此税を何處かで負擔する外なしさして、其徵税費が直接課税方法によるよりも、 (ろ) 辯明 併 し第一には恰か 經濟上一層有益ともいへるし、此稅收入が勞働者の消費稅に も斯かる企業の負擔を加ふる傾 あるものだからして、企業者を 此方法に 於け

B公平課稅上——

を押へることが出來す、 (い) 鉄點 第 には此方法によりては、 勞働所得以外の能力の大小を考慮せぬといふ缺點を発れない(註二三)。 勞働者 の給料に於ける能力し か 摑 まず、 其全き能 第

不都合及不公平 場合に比 12 にして源泉課 二に τ は、 は して一 不當 本來勞働 稅 で かゞ 層 あり (ŀ 生 亦 者 文不公 चेंः b な に負は 最 所 る 得 高 平 Ž 限 第 者 だせ るべ 0) 四 0 負 è 1= 八擔を課 きもの j O) は ج い 之に は カジ 其 寸 'n 此 t J. 8 得 ħ りて 方法 मि る(註二三)。 も高 能 は、 1 性 より ž カゞ 所 假 あ 第三に Ź 得 令 つて 改良 1 層 於 方法に H 此 は 多 る 丈 此 < 累 け 方 屣 進 法 主 よるさして 12 綜 に歸 T 12 合課 細 ょ 民 す b 稅 を苦 τ ることの 13 b は 從 勤 ዹ め 直 大 あ る 接 勒 所 ح 3 課 720 稅 () 所 H ዹ Ø)

得者との者に 負 擔 カゞ 急 激 1 異 る حح Ų» ል Þ の認めた所で、多くいふまでもなきこと。 うな 不公平不 都 合 カゞ 生 U 得 る

" 此事は源泉課税の鉄點として諸學者 y 91 ŀ 7" Ŕ 淑 泉課稅法 J. 租 稅 貧 作の 歸 着を變化すと爲し、 æ. 1 べ سالا ۲ 16. 此 % ìΕ 當 なる(勞働者 00

は 嫁の必ずしも れずして雇 保證され 主に轉嫁せらるる ka Ł S ۍ. ととの 缺點を有つと爲し、 あり得ることが擧げらるると 1 70 Ţ K 此 が か反對說, 3-27 として、 此が之を擔ふべき者(勞働 (者)か 6

第二の 資產所! つて、 る Ō (ろ) み 其 缺 得 辯 ならず、 繿 者 朋 は 程度 は 12 つ 簡 直 Ų, 第 此 題 接 7 勞働 0 1= C 同 過ぎ 勞 缺 者 點 働 缺 n 點 は の 者 給 Z 12 あ 重 就 天 b る 料 課 な缺 稅 きて Ų> は 稅 かき 課 點 間 方 'n 得 法 接 E 消費 7 は る かゞ b 認 相 税に 第三 其 Ø 違 Ġ 15 カジ 代 の 可 る رن دي カゞ b 缺 な 1 得 點 以 h 多 併 3 は Ŀ だけ 我 は L 邦 别 1-雇 此 の 12 第二 7 も忍ば 我 土 は 12 邦 種 轉 の 第 其 所 嫁 N 、消費稅 得 찬 得 S 種 るも 稅 る 所 15 得 Ġ 0 1 > ح T 存 口 稅 は す 能 **Ø** æ Ź τ 件 層 缺 良 Ž カゞ 小 點 あ

所

得を有

つ

72

細

民に

も及ぶ

の

此

12

T

は

小

所

得

者

ح

ر. ز

ひ

條

其

ょ

5

は

稍

高

Ż

所得

者

の

3

課

44

腀

叢

給料(所得稅に於ける

給料の

源泉課税としての)論

第三十卷

八

ても

第

六號

-Ł

12

Dietzel, a. a. O. s. 26. Lotz, a. a. O. s. 415. Tuschinski, a. a. O. s. 69. Eheberg, **26**) a. a. O. s. 299. Haristoy, l. c.p. 140. Shirras, l. c. p. 273. Jensen, l. c. p. 347. Robinson, I. c. p. 35. Seligman, I. c. p. 38. Hunter, Public finance. p. 304.Lutz, public finance. p. 456. Stamp, The fundamen tal principles of taxtation. p. 40. Haristoy, l.c. p. 130. Eheberg, a. a. O. s. 299. Meyer, a. a. O. s. 7. 27)

祖

秡

丰

益

S が如 此 ゝに於て、 給料 稅 給料所得からしての控除額を、 の最高級の負擔率と適當に調和せしめることによりて除かれることが 其に比して、未だましだといひ得る。 給料の大小に逆比して増減 第四の缺點は、夫の改良方法の第二に於け し且つ累進率の最低級 出

前半に 其 働者 かず しなものださいは の減少さもなつて、彼を苦しめるさいふことが起り得るが、 利 (C) 社 かゞ 益 の やがて小所得者、特に主として勞働者の生活を苦しめることにもなり得る。 給料の減少とならなかつたとしても、 會政策上 關するだけにては、 減少として甘受しないだけにては、 れ得る。 には、 間接消費税に比しては大體、 右公平課税上の第三の缺點としてい 物の價格の中に込めて消費者に負はせることになり、 其 れだけ企業者の生産費を大ならしめ、 比較的高き所得者に關するだけ、 此 から ፠ 假りに企業者に 如くに、 小所得の勞働者の給料 より擔は 尤も此 其を企業者 非難中 n

も避けら も國家の大事の前 (D) 課 ~缺點で 脱技術 ない。 ある(註二四)。 E 但 には忍ばれなくては には此 し 雇主に於け 官廳にても之が取 方法 の為 る厄介は、 めに、 ならぬ 徴税機關となる所の 間接消費税に於ける生産者商人の厄介で齊しく、此 締の勞は カコ **** るが 雨主に於て面倒の多くなるとい 其は 所詮、 直接勞働者課 税に 7

(註二四) アリストアが、 此方法に於ける復雜の不便といひ、ヂ Ì ・ツエ ルが、 此方法に於ける厄介といふは此を指す。

結

論

方法として興味 以上要之、 給料 税は一 の新税 Ċ あり、 創設後1 税に 日尙淺く、 よる勞働 者課稅 未熟ではあるけれごも、 からして 薍 接所 得課稅 の 所 得課 勞働 稅

あ

8

b

の

C

đ)

b

間

接

消費

1

J.

ろ

者 課 稅 0 過渡 方法とも見られ る。 公平課 稅 の見地 か・ ら見て何程 カ・ 不 都 合だが 其 ė 或 度 춫. ۳

辯 明 せられ Z 特に 間 接消費税に比 してはむしろ勝 る もの であ **5** 經濟 上不得策のやうで Š あ

理化 1. ħ5 された 此 b 方法で 逆に 却 あり つて合理 爲 め 12 化促進さなるごも 財政收入は増加し、 į, 間接消費税に比して、は一 % 栫 (_ 課稅技術 <u>F</u> 層多く勞働者 は ___ 層 簡單化 の國 3 n 民 な 自 合

覺を進 政策上にも多少の め 且 つ何 意味 程 カユ かゞ 直 あ 接勞働者に課するよりは、 る。 T. 此 は絶對 に良き課税とはいへ 負擔 を 層輕易ならしめ、 Ø H れざも、 兎も角、 公平課稅 時 代 上、 9 泚 潮 會 流

に乗つて來た一 の 課 税方法として特に注目するの値 ありと爲す、註二五)。

註五) リ ン) は 特に獨逸現下の時勢より見て、 課税原則の 剉 断に轉化が現はれなくてはならなかつた。 特に社會政

る20)な 策的原則 (L は、 むしろ國民經濟的生産力の出來るだけ 經濟政策的原則の後に退かなけ ればなら Ø 進捗、 ンなかつ 及出來るだけの簡單且つ小費徵收でなければならぬとい た。 租税體系の根本觀は、 給付能力による課税たる いかて居 夸 で

給料(所得稅に於ける給料の源泉課稅としての)論 第三十卷 八七九

論

叢

第六號 九

> Haristoy, l. p. 119. Dietzel, a. a. O. s. 23. Tyszka, a. a. O. s. 179. 28) Rinner, a. a. O. s. 1-2.